＜生徒指導関係＞

箕面学園高等学校　学校生活のルール

これから 3 年間、箕面学園高校生として、諸君には守ってもらわなければならないいくつかのルールがあります。これらのルールは集団生活を行う上で、最小限のもので、難しいことは何一つありません。高校生としての自覚を持ち、毎日を有意義に送るために、しっかりとルールを守って生活してください。

○ 服装などについて

1. 制服（ブレザー・ズボン・シャツなど）

- 登下校時、校内においては、指定の制服を着用すること。
- ブレザーの着用期間を 11 月～4 月末とする。（この期間、ポロシャツの着用は不可）。ただしブレザーを着用する場合はネクタイ・リボンを着用すること。5 月～10 月末は指定の制服であれば、組み合わせは自由とする。
- 服装違反の場合は、下校し服装を整えて再度登校すること。（忘れた場合取りに帰る）
- ズボン、スカートの下にジャージなどをはかないこと。
- 制服を含むすべての指定品（カバン・スカート・上履き等）に関して加工及び落書きがある場合買いなおしとする。
- ズボン及びスカート丈は採寸時を基準とする。

2. 補助着（セーター・ベスト）

- ブレザーの下に着る補助着は、本校指定のものとする。
- 指定品以外のものは認めない。

3. 防寒着（コートなど）

- 12 月～3 月（気候により変動）の期間着用してもよい。
- 防寒着は必ずブレザーの上から着ることとし、高校生としてふさわしいものとする。
- 防寒着・防寒具（マフラー、手袋等）は、期間中登下校時のみ認める。（校舎内では禁止）

4. カバン

- 学校指定のカバンを使用すること。（荷物が多いときはサブバッグも可）
- クラブの指定カバンを指定カバンの代わりに使用してもよい。
- 指定カバン以外、または無カバンでの登校は、帰宅し再度登校する。

5. 靴・靴下

- 登下校時には制定革靴または黒コインローファーとする。
- 体育時用に運動靴を準備し、体育館は指定の体育館シューズを使用すること。
- 靴下については指定靴下または黒・紺・白の無地の靴下を着用すること。

6. 個人ロッカー

- 盗難防止のため、個人ロッカーには必ず施錠すること。
- 鍵を各自で用意し、予備キーのうち 1 つを担任に預けること。

7. 頭髪

- 清潔で清楚を心掛けること。ひげも伸ばさないこと。
- 男女ともに、頭髪に手を加えること（毛染め・パーマ・エクステ・脱色など）は禁止する。ヘアアイロン・コテ等の使用により、変色した際には改善すること。
- 学年、生徒指導部で不適切と判断された場合は改善すること。
- 検査後、改善期間を設けるが指定された日までに改善されない場合は帰宅指導とし、改善した後登校すること。
- 検査期間以外でも不適切な場合は随時帰宅指導を行う。
- 地毛（天然パーマ、赤毛等）に関しては入学後担任に相談しておくこと。ただし入学後、1 度でも手を加えた場合は通常の頭髪検査の対象とする。

8. 装飾品・化粧など

- 指輪・ネックレス・ピアス・カラーコンタクトなどの装飾品の着用は禁止する。
- 化粧は禁止とする。（色付きリップ・色付き日焼け止め・まつげパーマ・まつげエクステ等）

○ 校内外での行動について

1. 授業

- 始業チャイムとともに速やかに教室に入り、授業の準備をすること。
- 授業中は私語など他の人の迷惑になるようなことは慎み、授業に集中すること。
- 授業中に携帯電話・スマートフォンを使用することは禁止する。使用していた場合は預かり指導。

2. 持ち物

- 校内には学習の妨げになるようなもの、不必要なものを持参しないこと。（例：ゲーム機、漫画、カードゲーム、ヘアアイロン、ドライヤー、化粧品等）
- 携帯電話・スマートフォンに関わって近年トラブルが発生している。使用について十分注意すること。
- 持ち物は各自で管理し、貴重品や多額の金品をやむを得ず持ってきた場合は速やかに担任に預けること。
- タブレット端末は必ず持参すること。

3. 友人関係

- お互いの人格を尊重し、節度ある友人関係を築くこと。
- 悪ふざけや面白半分の行為であっても、その内容や結果によっては厳重に指導することがある。
- SNS はいじめにつながることがあるので十分に注意すること。

4. 遅刻

- 遅刻し、登校したものは必ず生徒指導室に行き「入室許可証」を受け取ること。
- 遅刻の時間帯、回数に応じて指導が入る。（ポイント指導）

5. 登下校

- 登下校には電車・バスなど公共機関の利用を原則とする。
- 車中や通学路ではマナーを守り、一般の人にはもちろんお互いに迷惑が掛かることがないようにすること。
- 登下校中の車内、歩行中などの飲食は禁止する。
- カラオケやゲームセンターなどへの出入りを禁止する。

6. 自転車通学について

- 自転車通学については、生徒指導部で所定の手続きをすれば許可する。
- 申請にあたっては「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、提出すること。
- 自転車通学を許可されたものは、登録シール（実費 100 円）の後輪の泥除けに貼っておくこと。
- シール無し、指定以外の場所の駐輪については認めない。
- 通学に当たっては、道路交通法を必ず守り、安全運転をこころがけること。

7. 校内外での事故など

- 校内で器物を破損した場合、または物品の盗難・紛失・遺失物の取得、生徒間のトラブルなどがあれば、すぐに担任に報告すること。
- 校外で暴力や恐喝・盗難などの被害を受けた場合は、すみやかに警察に届け出るとともに、担任にも報告すること。
- 校外で補導員や警察官に指導を受けた場合は、担任または生徒指導部に届け出ること。

8. アルバイト

- 原則として禁止する。
- 家庭的事情などやむを得ない場合は、生徒指導部で所定の手続きをすれば許可する。

9. 自動車・単車（含む原付）の運転

- 自動車・単車の運転は禁止する。
- 自動車・単車（キックボードも含む）での登下校は一切禁止する。家族以外の運転による登校も指導対象とする。

10. 昼食について

- 弁当持参でも、校内の食堂利用でも、どちらでもよい。
- 食堂はセルフサービスが原則なので、食器の後片付けなどをすること。
- 食堂の利用時間を守ること。

11. 生徒として

- 生徒としての立場をわきまえた態度を保つようにすること。
- 授業妨害など、担当の先生の指導に従わない場合は厳重に指導する。

12. 特別指導について

- 違法行為や本校生徒として適切でない行為、またいじめなど、人格の尊厳を侵すような行為があった場合は、特別指導を課すものとする。

【特別指導の対象となる行為の例】

分類	該当する行為の例
喫煙・飲酒関係	喫煙、喫煙同席、タバコ・ライター所持、喫煙類似器具所持、飲酒、飲酒同席、飲酒類似行為
非行・危険行為	暴力行為、薬物使用、暴言、窃盗、いじめ、反社会的主義行為等
車両・交通関係	単車・自動車登校、単車・自動車同乗、自転車違反運転、定期券・乗車券などの不正

	使用
学校生活・規律	授業妨害、校内外での迷惑行為、教師への指導不服従、不正行為（カンニング）、器物破損、授業態度不良